

被害者が**重傷病**に
なった場合

被害者に**障害**が
残った場合

被害者が
死亡した場合

重傷病給付金

上限額:120万円

※加療1月以上かつ3日以上入院(精神疾患については3日以上労務に服することができない程度の症状を受けた場合)を要する負傷

- 下記支給対象期間内における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額
- 支給対象期間
1年(H30.3.31までに発生した犯罪被害)
3年(H30.4.1以降に発生した犯罪被害)

遺族給付金

- 被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額
- 死亡前の保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算して支給

障害給付金

障害等級1~14級に支給
支給額(最高額~最低額)
3,974.4万円~18万円

被害者本人

被害者本人

遺族